平成２１年（フ）第６３６号
大分市大字下徳丸138番地の９　市営下徳丸住宅Ｂ203
債務者　嶺　　美穂
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６４２号
大分市長浜町３丁目６番３号
債務者　葛城　喜美
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６０号
大分県国東市安岐町山浦513番地１
債務者　東　光太郎
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第６２号
大分県速見郡日出町大字川崎283番地５
債務者　一万田邦廣
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第６３号
大分県国東市安岐町下原115番地１ウエストコート安岐108号
債務者　古本　敏成
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第４４０号
宮崎市大塚台西２丁目１番地３　公団住宅３棟1003号
債務者　小山　賢治
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４９０号
宮崎県西都市妻町３丁目112番地
債務者　上篭美恵子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５０３号
宮崎市高千穂通１丁目４番７号　宮崎運輸社宅北アパート203号
債務者　田畑　和子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２０７号
宮崎県都城市早鈴町1764番地の２
債務者　長友　紀行
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２１２号
宮崎県都城市安久町5166番地３
債務者　東條　　勉
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２５９号
宮崎県日向市原町３丁目２番19号
債務者　平岡　義男
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１２１号
鹿児島県奄美市名瀬永田町12番11号
債務者　久保田健吾
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１２９号
鹿児島県奄美市笠利町大字外金久812番地１
債務者　笹谷　光延
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１３８号
鹿児島県大島郡伊仙町大字検福418番地
債務者　北郷リエ子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１３９号
鹿児島県大島郡与論町大字茶花229番地５
債務者　濱野　和美（旧姓福元）
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１５８号
鹿児島県鹿屋市寿７丁目９番46―６号Ｂ棟
債務者　古閑　克子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第５４号
沖縄県名護市東江４丁目10番５号
債務者　比嘉　亮一
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第２６２号
神奈川県逗子市小坪５丁目23番５―5109号
債務者　栂野　栄子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで　横浜地方裁判所横須賀支部